

各種手続きに必要なとなる主な持ち物

亡くなられた後の手続きに必要なとなる主な持ち物をご紹介します。
次の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。

ご遺族のもの

- 窓口に来られる方の本人確認書類
 - ・ 写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など
 - ・ 写真付きの証明書がない場合、次の書類から2点
保険証（健康保険、介護保険、後期高齢者医療）、限度額適用認定証、年金手帳、年金証書など
- 預金通帳（相続人代表、喪主）

亡くなられた方のもの

- 年金手帳と年金証書（国民年金加入中の方または年金を受給されていた方）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証
 - ・ 世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証
 - ・ 加入者が亡くなられた場合は、葬祭費の請求ができます。
喪主と葬祭を行ったことがわかる書類（葬祭の領収書、会葬礼状、埋火葬許可書など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 重度障害者医療費受給者証、乳幼児医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- 被爆者健康手帳、証書（手当を受給されている場合）
 - ・ 葬祭費の請求ができる場合があります。
喪主と葬祭を行ったことがわかる書類（死亡診断書（死体検案書）の写し、葬祭の領収書、会葬礼状、埋火葬許可書）
- 敬老優待乗車証または障害者優待乗車証
- 敬老優待乗船券または障害者優待乗船券
- その他、三原市から交付された証書類

※手続きの内容によっては、これらの証書類の他に必要な証書類等がございますので、あらかじめご了承ください。